

して いけいかくそうだん しえん  
「指定計画相談支援」

しょう

しゃそうだん しえん じぎょうしょ

じゅうよう じこうせつめいしょ

障がい者相談支援事業所てがの 重要事項説明書

ほんじゅうようじこうせつめいしょ、とうじぎょうしょ、していけいかくそうだんしえんサービスに關する利用契約の締結を希望  
される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容  
契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

目次

1. 事業所の概要	1
2. 事業所の職員体制等	1
3. 営業時間	2
4. 主たる対象者	2
5. サービス利用料及び利用者負担	2
6. 相談窓口、苦情対応	3
7. 法人の概要	3
8. 個人情報管理の管理等	4

しゃがいかくしほつしん なかつかわししゃがいかくしぎょうさかい  
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会

しょう しゃそうだんしえんじぎょうしょ  
(障がい者相談支援事業所てがの)

とうじぎょうしょ とくていそうだんしえん じぎょうしゃ、してい、う  
当事業所は特定相談支援事業者の指定を受けています。

なかつかわししくい がい  
(中津川市指定 第2131500320号)

# 1 事業所の概要

事業所名	障がい者相談支援事業所てがの
所在地	〒508-0015 岐阜県中津川市手賀野字小向井498-814
電話番号	0573-67-8350
管理者氏名	小幡 洋平
サービスの種類	指定計画相談支援
事業者指定番号	2131500320
事業開始年月日	平成25年10月1日
サービス提供地域	中津川市
事業の目的 運営方針	<p>(1) 指定計画相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>(2) 指定計画相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>(3) 市及び事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。</p> <p>(4) 関係法令等を遵守します。</p>
開設年月日	平成25年10月1日

# 2 事業所の職員体制等

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
管理者	1名	0名	1名	1名
相談支援専門員	2名	0名	1名	1名

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

しよく職	しゆ種	じゆうじ じゆらい ぎようむ 従事するサービスの種類や業務	じんいん 人員
かん管	り理 しゃ者	じゆうぎようしゃ かんり していけいかくそうだんしえん りよう もうしこ がか 従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る ちようせい ぎようむ じっしじようきよう はあく た かんり いちげんてき おこな 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い ます。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため ひつよう しきめいせい おこな 必要な指揮命令を行います。	1
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員		きほんそうだんしえん しょう しゃ そうだん おう じようほう ていきようとう 【基本相談支援】障がい者からの相談に応じ、情報の提供等 をおこな しちようそん しょうがいふくし じぎようしゃとう れんらくちようせい を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整 をおこな を行います。 とうりようけいかく さくせい しょうがいふくし とう しきゆうけつてい 【サービス等利用計画の作成】障害福祉サービス等の支給決定 とう しんせい かか とうりようけいかく げんあん さくせい 等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。 しきゆうけつていとう おこな のち かんけいしゃ れんらくちようせい おこな また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行 い、サービス等利用計画の作成を行います。 しきゆうけつていとう ゆうこうきかんない りようしゃ 【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が けいぞく しょうがいふくし とう てきせつ りよう 継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができる よう、サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、見 なお おこな みなお げっか もと とうりよう 直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用 けいかく へんこう かんけいしゃ れんらくちようせいまた あら しきゆう 計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給 けつていとう かか しんせい かんしょう おこな 決定等に係る申請の勧奨を行います。	2

えいぎよう じかん

### 3 営業時間

えい ぎよう び 営 業 日	げつようび さんようび 月曜日から金曜日までとなります。 (ただし、こくみん しゅくじつ がつ にち がつ にち のぞ 国民の祝日、12月29日から翌1月3日までを除きます。)
えい ぎよう じ かん 営 業 時 間	ごぜん し ごご じ 午前9時から午後4時までとなります。

しゆ たいしようしゃ

### 4 主たる対象者

<ul style="list-style-type: none"> <li>しんたいしよう しゃ したいたいふじゆう しかく ちようかくげんこ ないふしよがひ ・身体障がい者 (肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障害)</li> <li>ちてきしょう しゃ せいしんしよう しゃ ・知的障がい者</li> <li>・精神障がい者</li> </ul>
---

### 5 サービス利用料及び利用者負担

- りよう りようしゃ ふたん とうりようけいかくあん さくせい
- (1) サービスを利用するための、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施、計画相談支援にあたる介護給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。
- そうだんしえんせんもんいん つうじよう ちいき ちいき ほうもん しゅつちよう ひつよう ばあい
- (2) 相談支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問や出張する必要がある場合は、旅費(実費)をお支払い頂く場合があります。
- りよび じっぴ しはら いただ ばあい

6 相談窓口、苦情対応

(1) 事業所の相談窓口

くじょうかいけつせきにんしゃ 苦情解決責任者	みうら ひろゆき 三浦 博行	おう たい じ かん 応 対 時 間	8:30~17:15
でんわばんごう 電話番号	0573-66-1111(内 631)	F A X ばんごう 番号	0573-66-1934

くじょううけつたんとしや 苦情受付担当者	たぐち よしのり 田口 良典	おう たい じ かん 応 対 時 間	8:30~17:15
でんわばんごう 電話番号	0573-67-8886	F A X ばんごう 番号	0573-67-8905

(2) 法人の第三者委員

くじょううけつたんとしや 苦情受付担当者	なかざわ なみこ 中澤 なみ子	おう たい じ かん 応 対 時 間	8:30~17:15
でんわばんごう 電話番号	0573-65-2784	F A X ばんごう 番号	—

くじょううけつたんとしや 苦情受付担当者	おおくら としはる 大蔵 敏治	おう たい じ かん 応 対 時 間	8:30~17:15
でんわばんごう 電話番号	0573-69-4863	F A X ばんごう 番号	—

(3) その他の相談窓口

くじょううけつたんとしや 苦情受付担当者	なか づ がわ し けんごうふくし ぶ 中津川市健康福祉部 しょうがいえんごかしょうがいふくしがかり 障害援護課障害福祉係	おう たい じ かん 応 対 時 間	8:30~17:15
でんわばんごう 電話番号	0573-66-1111	F A X ばんごう 番号	—

7 法人の概要

めいしやう ほうじんしゅべつ 名称・法人種別	しゃかいふくしほうじんなかつがわししゃかいふくしきやうぎかい 社会福祉法人中津川市社会福祉協議会
だいひやうしゃめい 代表者名	かいちやうかとういずる 会長 加藤 出
ほうじんしよざい 法人所在地	ぎふけんなかつがわし まちやう 岐阜県中津川市かやの木町 2-5
でんわ 電話	0573-66-1111 (内 634)
F A X	0573-66-1934



平成 年 月 日

## 説明確認書

契約締結にあたり、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 岐阜県中津川市手賀野字小向井 498-814

事業者名 障がい者相談支援事業所てがの

説明者 小幡 洋平 (印)

契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者

住所

氏名 (印)

保護者

住所

氏名 (印)